
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	時価に関する会計基準等で取り扱う範囲の検討

本資料の目的

1. 金融商品の時価に関するガイダンス及び開示については、第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催）において、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手することが確認されている。

一方、金融商品以外の時価に関するガイダンスに関しては、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、基本的に国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手しないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討は別途行うこととしている。また、金融商品以外の時価に関する開示に関しては、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手しないこととしているが、これまでの審議において、仮想通貨等を開発する会計基準等で取り扱う範囲に含めるかどうか検討すべきであるとの意見が聞かれている。

2. 本資料は、金融商品以外の項目について、次に係る会計基準等で取り扱う範囲について、議論することを目的としている。

(1) 時価の定義及びガイダンス

(2) 時価に関する開示

時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲

3. 第 1 項のとおり、金融商品以外については、基本的に国際的な会計基準との整合性を図る取組みに着手しないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等については別途検討することとしていた。

4. この点、第 381 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 26 日開催）において、以下の意見が聞かれている。

(1) トレーディング目的で保有する棚卸資産については、対象に加えるべきかどうかについて、今後検討する必要があると考えられる。

(2) 今後は、基本的に金融商品について検討を進め、トレーディング目的で保有する棚卸資産等、金融商品以外については、国際的な会計基準における公正価値の定義に

合わせる必要性に関する意見が聞かれた場合に追加で検討することでよいと考えられる。

(分析)

5. 金融商品以外の項目については、その多くが貸借対照表において毎期末時価評価されるものではないが、次の項目については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額を当期の損益として処理（以下「FVPL 処理」という。）することとされている。
 - (1) トレーディング目的で保有する棚卸資産（企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産評価会計基準」という。）第 15 項）
 - (2) 活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨（実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「仮想通貨実務対応報告」）第 5 項）
6. このような資産については、市場価格の変動により利益を得ることを目的として保有することから FVPL 処理することとされているため、金融商品において FVPL 処理される項目と時価の定義及びガイダンスについて整合性を図ることが有用となる可能性があると考えられる。

トレーディング目的で保有される棚卸資産

7. トレーディング目的で保有される棚卸資産については、活発な取引が行われるよう整備された市場を前提として、当初から加工や販売の努力を行うことなく単に市場価格の変動により利益を得るものであり、投資者にとっての有用な情報は棚卸資産の期末時点の市場価格に求められ、市場価格の変動にあたる評価差額が企業にとっての投資活動の成果と考えられることから、市場価格に基づく価額により FVPL 処理することとされている（棚卸資産評価会計基準第 60 項）。
8. また、トレーディング目的で保有する棚卸資産の会計処理については、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」における売買目的有価証券の会計処理と同様であるため、その具体的な適用は金融商品会計基準に準ずることとされ、金融商品会計基準のほか、その具体的な指針等も参照する必要があるとされている（棚卸資産会計基準第 61 項）。
9. 前項を踏まえると、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、FVPL 処理される金融商品（売買目的有価証券）の会計処理と同様であり、金融商品が適用される時価の定義及びガイダンスを用いることが有用となると考えられる。

資金決済法における仮想通貨

10. 「資金決済に関する法律」(以下「資金決済法」という。)における仮想通貨については、活発な市場が存在する場合には、市場価格に基づく価額により FVPL 処理し、活発な市場が存在しない場合には、取得原価又は処分見込価額をもって貸借対照表価額とすることとされている(仮想通貨実務対応報告第 5 項及び第 6 項)。

活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定されるため、その時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられるとされ、FVPL 処理することとされている(仮想通貨実務対応報告第 36 項及び第 38 項)。

11. ここで、2018 年 3 月に公表された仮想通貨実務対応報告は、資金決済法が改正され仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入されたことを踏まえ、会計基準の開発が要請されたものであり、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。
12. これらの経緯を踏まえると、現時点で、当該実務対応報告の改正を検討することは時期尚早であると考えられる。

(提案)

13. 金融商品以外の項目については、トレーディング目的で保有する棚卸資産を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含め、活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨は現時点では当該会計基準等で取り扱う範囲に含めないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

金融商品以外の項目については、トレーディング目的で保有する棚卸資産を時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めるとの事務局の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

時価に関する開示に係る会計基準等で取り扱う範囲

14. 第1項のとおり、金融商品以外の時価に関する開示については、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手せず、金融商品の時価に関する開示のみ、国際的な会計基準との整合を図る取組みに着手することとしている。
15. この点、第385回企業会計基準委員会（2018年5月24日開催）において、仮想通貨実務対応報告の審議にあたっては、日本基準にIFRS第13号に相当する開示が存在しないことを前提として議論されていたため、仮想通貨も時価に関する開示の対象として検討することもあり得るとの意見が聞かれている。

(分析)

16. 金融商品以外の項目については、第5項と同様に、トレーディング目的で保有する棚卸資産及び活発な市場が存在する場合の資金決済法における仮想通貨について検討する。

トレーディング目的で保有される棚卸資産

17. トレーディング目的で保有する棚卸資産については、IFRS第13号に基づく場合、公正価値のレベル区分等の全般的な開示項目¹やレベル3を対象とする開示項目²が求められることとなる。
18. この場合、仮に公正価値のレベル区分を求めたとしても、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、活発な取引が行われるよう整備された市場を前提とした市場価格で評価されるため、財務諸表利用者の分析において焦点が置かれるレベル3には区分されず（ただし、レベル1とレベル2の区分は必要となる可能性がある。）、そ

¹ 全般的な開示項目（レベル3のみを対象とするわけではない開示項目）は次のとおりである（最有効使用に関する開示項目は含まない。）。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS第13号第93項(b)）
- (2) レベル1とレベル2の間の振替（IFRS第13号第93項(c)）
- (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS第13号第93項(d)）
- (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS第13号第93項(d)）
- (5) ポートフォリオの例外規定（IFRS第13号第48項）を適用する場合、その旨（IFRS第13号第96項）

² レベル3を対象とする開示項目は次のとおりである。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS第13号第93項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS第13号第93項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS第13号第93項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS第13号第93項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS第13号第93項(h)(i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS第13号第93項(h)(ii)）

の結果レベル3を対象とする開示は行われたい可能性が高いと考えられる。さらに、保有する業態は、商社やコモディティを扱うブローカー等、比較的限定的であると考えられる。

19. 前項を踏まえると、トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価に関する開示によっても必ずしも有用な情報が提供されることとはならないと考えられ、時価に関する開示の範囲に含めないことが考えられる。

資金決済法における仮想通貨

20. 第13項の提案のとおり、時価の定義及びガイダンスに係る会計基準等で取り扱う範囲に含めないことを提案しており、時価に関する開示の範囲に含めないことが考えられる。

(提案)

21. 金融商品以外の項目については、IFRS第13号において要求される時価に関する開示を求めないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

金融商品以外の項目について、時価に関する開示を求めないとの事務局の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上